

第4回長野県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和2年2月25日（火）

本会議終了後

場所：長野県庁本庁舎3階特別会議室

- 1 国内外における発生状況について
- 2 県内での発生事案について
- 3 これまでの県の対応状況について
- 4 今後の対応方針及び具体的な取組について
- 5 その他

新型コロナウイルス感染症の発生状況について

1 日本国内等での発生状況 ※他県の状況は2月24日現在

17都道府県で129名（うち死亡者1名）

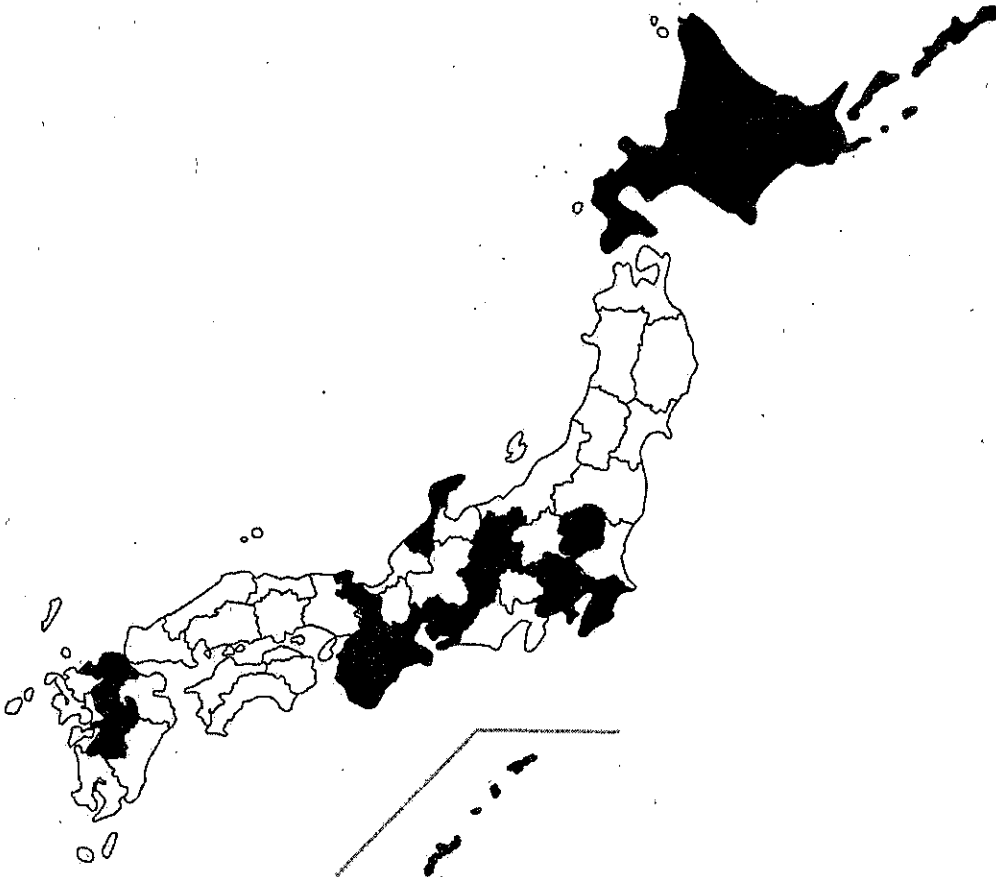
(単位：人)

都道府県等	感染者数	都道府県等	感染者数	都道府県等	感染者数
北海道	30	石川県	2	奈良県	1
栃木県	1	長野県	1	和歌山県	11
埼玉県	1	愛知県	17	福岡県	2
千葉県	9	三重県	1	熊本県	3
東京都	25	京都府	2	沖縄県	3
神奈川県	15	大阪府	1	調査中	4
	(うち死亡1)			計	129

※ 無症状病原体保有者12名除く

チャーター機帰国者	15	クルーズ船乗船者	691	全体	835
-----------	----	----------	-----	----	-----

(うち死亡2) 出典：厚労省HP 2/24現在



2 国外での発生状況

28の国と地域で75,939名（うち死亡者は2,244名）

2/21現在

（単位：人）

国・地域	感染者数	死亡者数
中国 （うち湖北省） （うち浙江省）	75,465 (64,287) (1,205)	2,236
香港	69	2
マカオ	10	
台湾	24	1
タイ	35	
韓国	104	1
米国	15	
ベトナム	16	
シンガポール	85	
フランス	12	1
オーストラリア	15	
マレーシア	22	
ネパール	1	
カナダ	8	
カンボジア	1	
スリランカ	1	
ドイツ	16	
アラブ首長国連邦	9	
フィンランド	1	
イタリア	3	
インド	3	
フィリピン	3	1
英国	9	
ロシア	2	
スウェーデン	1	
スペイン	2	
ベルギー	1	
エジプト	1	
イラン	5	2
計	75,939	2,244

出典：厚労省HP（湖北省・浙江省についてはWHOのHPから2/24現在）



新型コロナウイルス感染症患者の発生について

本日(2月25日)、長野県内において、新型コロナウイルス感染症の患者が1例確認されました。

当該患者に係る状況については 以下のとおりです。

- (1) 年 代 60代
- (2) 性 別 男性
- (3) 居住地 長野県(松本保健所管内)
- (4) 症状、経過
 - 2月14~17日 北海道内滞在
 - 2月17~19日 東京都内滞在
 - 2月20日 倦怠感あり、自宅静養
 - 2月21日 発熱(37~38度台)、長野県内の医療機関Aを受診
 - 2月23日 松本保健所へ相談
 - 2月24日 発熱(38度台)、保健所の調整に基づき、県内の感染症指定医療機関Bを受診、入院、検体採取
 - 2月25日 PCR検査の結果「陽性」が判明
- (5) 行動歴及び濃厚接触者
詳細は現在調査中。
本人からの申告によれば発症前2週間以内に渡航歴はなし。

【県民及び滞在者の皆様へ】

県民及び滞在者の皆様におかれましては、国や長野県が発信する正確な情報に基づいて行動をお願いします。

季節性インフルエンザと同様に、手洗いや咳エチケットなど基本的な感染症対策を行っていただくとともに、咳や発熱等がある場合にはマスクの着用をお願いします。

〔「新型コロナウイルス感染症有症状者相談窓口」一覧〕

電話相談窓口	連絡先電話番号(24時間対応)	
佐久保健福祉事務所(佐久保健所)	0267-63-3164	
上田保健福祉事務所(上田保健所)	0268-25-7135	
諏訪保健福祉事務所(諏訪保健所)	0266-57-2927	
伊那保健福祉事務所(伊那保健所)	0265-76-6837	
飯田保健福祉事務所(飯田保健所)	0265-53-0435	
木曾保健福祉事務所(木曾保健所)	0264-25-2233	
松本保健福祉事務所(松本保健所)	0263-40-1939	
大町保健福祉事務所(大町保健所)	0261-23-6560	
長野保健福祉事務所(長野保健所)	026-225-9039	
北信保健福祉事務所(北信保健所)	0269-62-6104	
(参考) 長野市保健所	平日(8:30~17:15) 026-226-9964	休日・夜間(17:15~8:30) 026-226-4911

〔新型コロナウイルス感染症一般相談窓口〕

休日を含め24時間、専用電話でお受けします。

【専用電話】026-235-7277 または、026-235-7278

〔参考：厚生労働省の電話相談窓口〕【受付時間9:00~21:00】

【電話番号】0120-565653

〔報道機関へのお願い〕

今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、県民の皆様への正確な情報提供に御協力をお願いします。なお、報道にあたっては、患者の方のプライバシー保護といった観点からも、ご配慮をお願いします。

健康福祉部保健・疾病対策課
 (課長) 徳本 史郎 (担当) 唐木 英司
 電話 026-235-7148 (直通)
 026-232-0111 (代表) 内線 2646
 F A X 026-235-7170
 E-mail hoken-shippei @pref.nagano.lg.jp

新型コロナウイルス感染症へのこれまでの対応について

令和2年2月25日

新型コロナウイルスの感染が世界的な拡がりを見せる中、感染・まん延の防止、県民や県内へ訪れる観光客等の不安解消、及び県民生活や県内経済への影響の最小化を図るため、関係者で連携して取り組む。

1 対策本部の立ち上げによる全庁体制の構築

- 長野県新型コロナウイルス感染症対策本部の設置〔本部長：知事 1月29日設置〕
 - ・第1回会議：1月29日 第2回会議：1月31日 第3回会議：2月14日

2 県民等への情報発信

- 県民等への働きかけ
 - ・県公式HPに「新型コロナウイルス感染症対策について」のコーナーを開設（1月31日）
 - ・知事メッセージ 県民及び旅行者向け（日・英・中3か国語）（1月31日発表、2月21日「県民の皆様へのお願い」に更新）
 - ・マスクについてのお願い（2月14日）

3 医療体制の構築

- 「帰国者・接触者外来」の設置
疑似症を疑う患者を診察する各二次医療圏に1カ所以上、計11カ所設置
- 医療機関、医師会へ該当患者受診時の対応について要請
- 専門家懇談会の設置 ⇒別添資料
感染防止、県民不安の解消及び適切な医療の提供等に関して助言を受けるため、県内の有識者等6名で構成する懇談会を設置
- 感染症病床以外の病床の確保
今後、県内で感染が拡大する場合に備え、県内の医療機関と調整中
- 医療機関向けの院内感染防止に関する相談窓口の設置
信州大学医学部附属病院内に専門的な知見を有する医師等を配置した相談窓口の設置（2月19日）

4 横浜港に寄港したクルーズ船に係る対応

- 県内の感染症指定医療機関への患者の受入れ
 - ・計13名受け入れ（2月12日～17日）うち2名が他の医療機関へ転院
 - ・入院後一定期間経過後の検査の結果、陰性となった方の退院 計3名（2月25日時点）
 - ・現在、9名が県内の医療機関に入院（うち8名が感染症指定医療機関に入院）。
- 下船した県内居住者の健康フォローアップ 17名 ⇒別添資料

5 相談体制の強化

- 県庁及び保健福祉事務所の24時間電話相談窓口の設置

(1月29日設置 31日～専用ダイヤルの設置)

- 「新型コロナウイルス感染症有症状者相談窓口」の設置

感染が疑われる場合に患者を診療体制の整った医療機関につなぐため、県内全保健所(10カ所)に設置(2/7相談窓口を改称、国が設置を求める「帰国者・接触者相談センター」を兼ねる。)

➤ 相談件数 2,603件 (2月24日現在)

- 通訳が必要な方からの相談

県多文化共生相談センターにおいて24時間対応(1月29日～)

6 検査体制の構築

県環境保全研究所での検査体制を整備(2月3日～)

➤ 検査件数 39件 ※結果 陽性 1件(2月25日正午現在)

7 医療物資の安定供給

・マスク、消毒薬等の安定供給のための医療物資等供給対策会議の開催(2月10日)

・県ホームページに「マスクについてのお願い」を掲載(2月14日)

8 県内経済への影響の最小化

- 中小企業・小規模事業者を対象とした相談窓口の設置(1月30日)

- 商工会議所・信用保証協会など国指定の相談窓口(県内29カ所)との連携

- 観光事業者、交通事業者等へ予防対策徹底のための緊急対策会議の開催(2月5日)

9 国への要望

- 全国知事会を通じた要望(2月5日、21日)

- 参議院内閣委員会への要望(2月20日)

新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の設置について

健康福祉部

1 目的

長野県内の感染症医療に関する有識者等による新型コロナウイルス感染症の相談、医療体制等に関する懇談会を開催し、同感染症の感染防止、県民不安の解消及び適切な医療の提供等に関して必要な助言等を受ける。

2 専門家懇談会構成

(敬称略 五十音順)

氏名	所属等
飯塚 康彦	長野県医師会常務理事
金井 信一郎	信州大学医学部附属病院感染制御室助教
久保 恵嗣	長野県立病院機構理事長
本田 孝行	信州大学医学部附属病院長
松本 あつ子	長野県看護協会会長
山崎 善隆	長野県立信州医療センター副院長兼感染症センター長

3 第1回懇談会開催

- (1) 日時 令和2年(2020年)2月26日(水)午後5時30分から(非公開)
- (2) 場所 長野県庁内
- (3) 懇談内容
 - ・新型コロナウイルス感染症の現状について
 - ・県の取組について
 - ・その他

4 設置日 令和2年(2020年)2月25日

令和2年2月25日
健康福祉部

横浜港に寄港したクルーズ船に係る対応

1. 県内の感染症指定医療機関での患者の受入れ

- ・計13人受け入れ(2月12~17日)うち1人が感染症指定医療機関以外へ転院、1人が県外感染症指定医療機関へ転院
- ・入院後の検査の結果、陰性となった方の退院 計3人
(2月25日時点での県内患者数は9人)

2. 下船した県内居住者の健康フォローアップ

(1) 対象者

船内待機後、2月19日から20日にかけて下船した、本県における健康管理対象者は17人(2月24日時点)

(2) 対応

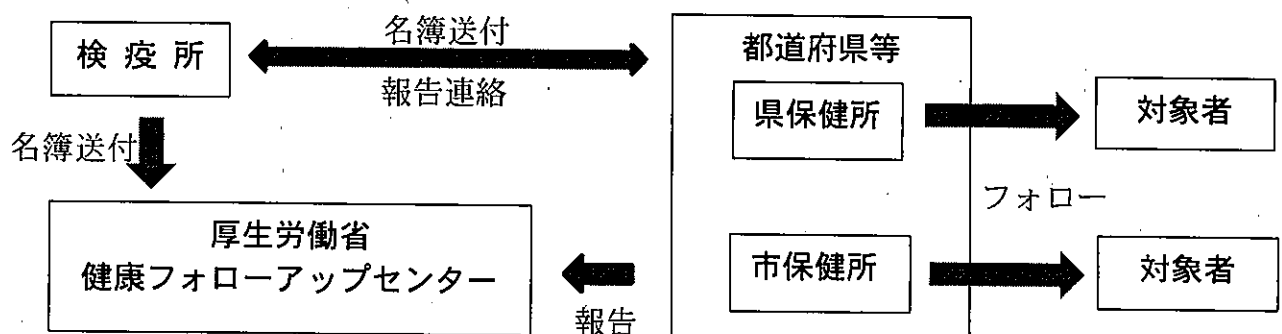
国からは対象者の下船後14日経過するまでの間を健康管理期間として、保健所から毎日、電話等により聞き取りを実施し、フォローアップを実施するよう依頼

<フォローアップ内容> 以下の点の聞き取り

- ・体温、咳の有無、咽頭痛の有無
- ・鼻汁又は鼻閉の有無、全身倦怠感の有無
- ・その他特に申出があった症状、上記症状がある場合、その発症時期
- ・医薬品の使用の有無

- ・本県では、国のフォローアップに加えて、本人の意向を確認のうえで、原則全ての方にPCR検査を実施

フォローアップ体制のイメージ



新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針（案）

2. 2. 25

1. 現在の状況認識

- 県内において、本日感染者が初めて確認された。現時点で感染経路は特定できていないが、少なくとも県内での集団的な感染は確認されていない。
- 医学的見地からの見解も踏まえ、現時点でのとるべき対策の目標は、感染の拡大のスピードを抑制し、可能な限り重症者の発生を減らすことと考えられる。
- 新型コロナウイルス感染症の流行による社会への中長期の影響を極小化する上では、これから2週間前後が、急速な感染拡大に進むか否かを分ける極めて重要な期間である。

2. 今後の対応方針

(1) 基本的な考え方

上記のような状況認識の下、今後おおむね2週間は、個人の感染予防対策のさらなる徹底に加え、①集団感染を防止すること、②重症化しやすい方を守ること、③今後流行期に入った場合に備えて体制を整えること を最重点として、可能な限りの対応をとるとともに、必要な体制の強化を進めることとする。

(2) 具体的な取組

- ①県民等に対する正確な情報提供の強化・徹底
- ②保健所等における相談体制の強化
- ③感染確認のための検査体制の拡充
- ④患者受入れ等の医療体制の充実
- ⑤県主催のイベント・行事の見直し
- ⑥県組織における感染拡大防止対策

新型コロナウイルス感染症の検査体制の強化について

健康福祉部

疑い患者数増加に伴い今後検査件数の増加が見込まれるため、県と長野市との協定等を活用し、検査を確実に実施できるよう取り組む。

○概要

「健康危機発生時における地方衛生研究所の相互応援に関する協定」に基づき、新型コロナウイルス感染症の検体検査に関して長野市との相互協力等により実施

○検査体制

【現在】長野市との連携により、最大 28 検体（概ね 14 人）検査が行える体制

↓

【今後】順次検査件数を増加

- ・長野県環境保全研究所における検査機器購入、職員応援体制等による増
- ・外部機関への委託

<現状>

- ・長野県環境保全研究所
一日当たり 16 検体（概ね 8 人）まで実施可能
- ・長野市保健所環境衛生試験所
一日当たり 12 検体（概ね 6 人）まで実施可能

○検査件数及び結果

※検査が可能になった2月3日から14日までは検査実績なし

日付	検査件数(人)		備考
		うち長野市検査分	
2月15日	4	3	すべて陰性
2月16日	1	0	すべて陰性
2月17日	1	0	すべて陰性
2月18日	4	0	すべて陰性
2月19日	1	0	すべて陰性
2月20日	6	1	すべて陰性
2月21日	5	1	すべて陰性
2月22日	3	0	すべて陰性
2月23日	8	0	すべて陰性
2月24日	2	0	すべて陰性
2月25日	5	1	うち1件陽性
計	40	6	

新型コロナウイルス感染症の相談体制について

健康福祉部

1 「新型コロナウイルス感染症」電話相談体制の強化

県内における「新型コロナウイルス感染症」の患者発生を受け、有症状者の方や不安をお持ちの県民の皆様等からの相談窓口を、休日・夜間の別なく当面の間、電話番号を一元化し24時間対応で行う。

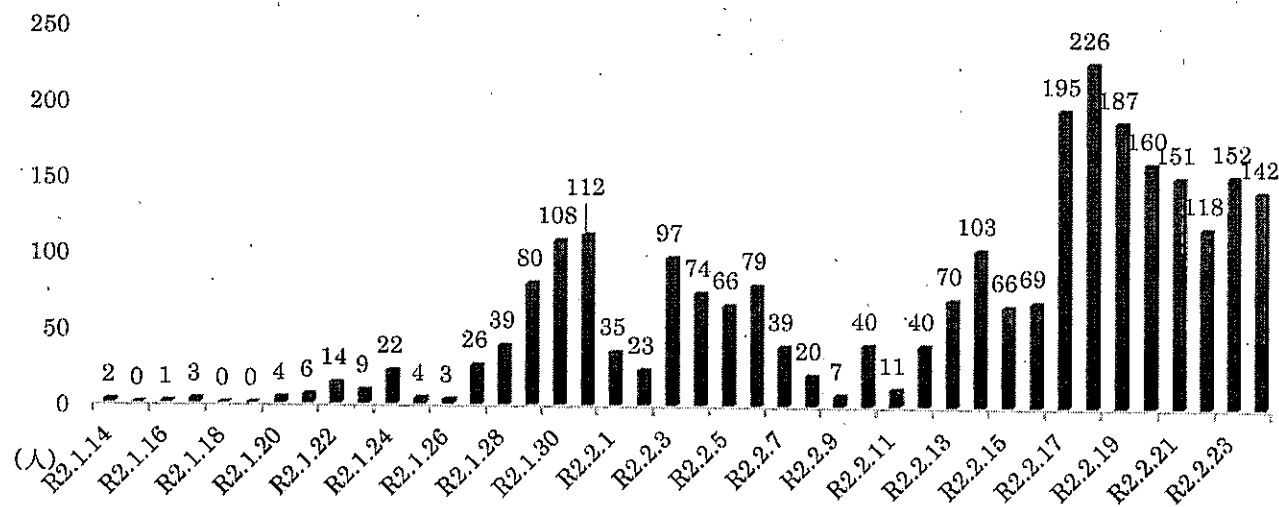
相談窓口（対象者別）	当面の間、「電話番号を一元化し24時間対応」
有症状者 (保健福祉事務所)	○保健所内の業務用電話または、専用ダイヤル ・場所：保健所健康づくり支援課ほか ・人員：地方部で2～6人程度（圏域内で対応職員の増強※）
一般相談 (県保健・疾病対策課)	○専用ダイヤル ・場所：保健・疾病対策課内 ・人員：健康福祉部職員4人～6人程度（うち保健師1名以上）

※対応職員の増強について

上記対応について現在の職員体制での対応が困難な所属には、長野県看護協会から斡旋を受けた看護師資格等を持つ者の雇用により対応職員の増強を行う。

2 相談対応状況（令和2年2月24日現在）

◆ 日別相談件数



◆ 相談内容内訳

項目		計
相談件数		2,603件
相談内容	① 有症相談	1,188件
	② 海外旅行の安全性について	25件
	③ 新型コロナウイルス感染症の予防について	146件
	④ 新型コロナウイルス感染症の治療について	22件
	⑤ 発症時の対応について	156件
	⑥ その他	1,347件

県民及び滞在者の皆様へのお願い

令和2年2月25日
長野県

新型コロナウイルス感染症については、国内の複数地域で感染経路が明らかではない感染例が報告されており、長野県内においても感染者が発生しております。

国内外各地と多くの方々が往来する本県において、皆様の健康を守るためには、県民及び滞在者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。

つきましては、当分の間、皆様には次のような取組を行っていただくよう、強くお願いいたします。

1 自らの感染を防止し、他の方につさないために

① 石けんやアルコール消毒液などによる手洗いや手指の消毒をこまめに行ってください。混み合った場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分な場所では、マスクを着用することも予防策になります。

② 咳やくしゃみ等の症状がある方は、マスクの着用など咳エチケット*を必ず行ってください。

* 咳エチケットとは

感染症を他人に感染させないため、咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って口や鼻を押さえることです。

③ 発熱等の風邪症状がある方は、出勤・通学等を含めて外出を控えてください。やむを得ず外出する必要がある場合には、必ずマスクを着用するようにお願いします。マスクの入手が困難な場合は、ガーゼマスクやタオルなどの代用品の活用もご検討ください。

④ 新型コロナウイルス感染症ではないかとの不安をお持ちの方は、まずは「有症状者相談窓口（保健所）」にご相談ください。

なお、症状にかかわらず医療機関を直接受診することは、感染リスクを高めることにもつながりますのでご注意ください。

2 集団感染を防止するために

① 発熱等の風邪症状がある方は、出勤・通学等を含めて外出を控えるよう、事業所や学校等からも促してください。

なお、事業所や学校等における十分なお配慮をお願いします。（公立学校においては、自宅休養した場合の出欠について、欠席日数としない取扱となります。）

② 多くの人が集まる場所では、手洗い、マスク着用の励行、消毒液の設置などを行うとともに、来場される方にも必要な感染防止策を必ず呼びかけてください。

③ イベント・行事の開催については、上記②について考慮するほか、来場者の規模や対象者、参加者の密着度や時間、参加者の範囲（特定、不特定）、感染防止対策徹底の難易度（飲食を伴うか否かなど）を考慮し、開催の必要性を改めて検討してください。

また、開催する場合には、風邪症状がある方の参加自粛を呼びかけるようお願いいたします。

- ④ 不特定多数の方を接客対象とする店舗等にあつては、従業員の方のマスク着用を励行してください。

3 重症化しやすい方を守るために

- ① ご高齢の方、基礎疾患がある方、妊婦の方などは、できるだけ人混みに出かけないようにしてください。やむを得ず出かける場合は、感染防止策の徹底をお願いします。

- ② 重症化しやすい方が多く参加することが見込まれるイベント・行事については、延期または中止するなど、感染防止に向けた配慮をお願いします。

※ 県では、重症化された方のために、感染症指定医療機関をはじめ、呼吸器関係疾患に対応する医療機関にも協力を呼びかけ、医療提供体制を強化してまいります。

【相談窓口】

- 県では、新型コロナウイルス感染症に関する「有症状者相談窓口（保健所）」と「一般相談窓口（県庁保健・疾病対策課）」を設置し、24時間、皆様からのご相談をお受けしています。
- 次のような場合は、医療機関を受診する前に必ず「有症状者相談窓口」へご相談ください。「帰国者・接触者外来」をご案内するなど、症状等に応じた支援を行います。

・ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている方
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

※ ご高齢の方、糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は、重症化しやすいため、上記の症状が2日程度続く場合、ご相談ください。

※ 妊婦の方は、念のため早めにご相談ください。

・ 風邪の症状や発熱があり、新型コロナウイルス感染症の発生している国や地域から帰国・入国された方、またはそれらの方との濃厚接触*の可能性のある方

* 濃厚接触とは

新型コロナウイルス感染症が疑われる方と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった方 等

- 新型コロナウイルス感染症に関する一般的なご相談については、「一般相談窓口」でお受けしています。

■ 有症状者相談窓口（保健所） ※国のいう「帰国者・接触者相談センター」

電話相談窓口	連絡先電話番号（24時間対応）	
佐久保健福祉事務所（佐久保健所）	0267-63-3164	
上田保健福祉事務所（上田保健所）	0268-25-7135	
諏訪保健福祉事務所（諏訪保健所）	0266-57-2927	
伊那保健福祉事務所（伊那保健所）	0265-76-6837	
飯田保健福祉事務所（飯田保健所）	0265-53-0435	
木曾保健福祉事務所（木曾保健所）	0264-25-2233	
松本保健福祉事務所（松本保健所）	0263-40-1939	
大町保健福祉事務所（大町保健所）	0261-23-6560	
長野保健福祉事務所（長野保健所）	026-225-9039	
北信保健福祉事務所（北信保健所）	0269-62-6104	
（参考） 長野市保健所	平日（8:30～17:15） 026-226-9964	休日・夜間（17:15～8:30） 026-226-4911

■ 一般相談窓口（県庁保健・疾病対策課）

026-235-7277 または 026-235-7278（専用電話：24時間対応）

新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベント・行事の開催基準について

令和2年2月25日

長野県

新型コロナウイルス感染症による感染例が日本国内でも多数報告され、本県でも感染例が発生した状況をふまえ、感染拡大防止の観点から、県主催のイベント・行事に係る開催基準を下記のとおり定める。

記

1 基本的な考え方

- (1) 多数の参加者が集まるイベント・行事は、感染リスクが高いものとして、延期または中止を検討する。特に、参加者が不特定多数に及ぶ場合には、原則、延期または中止とする。

また、参加者が必ずしも多数に及ばなくとも、飲食の提供を目的にするものや、屋内の狭いスペースに長時間とどまるものは、原則、延期または中止とする。

- (2) この時期に開催しなければならず、実施日の変更が困難なもの（卒業式、資格試験など）は、参加者を極力限定するなどした上で、感染防止対策を徹底し、参加者への注意喚起を十分に行って開催する。

2 開催する場合の感染防止対策等

- (1) 開催にあたっては、すべてのイベント・行事において、参加者への手洗い・咳エチケットの推奨、アルコール消毒液の設置、風邪の症状のある方への不参加依頼などを行う。

- (2) 参加者数及び開催時間は、極力必要最小限にとどめることとする。

3 適用期間

この基準は、当面、明日（2月26日）から3週間（3月17日まで）適用することとする。

※ 県が開催する会議等についても、上記に準じて開催を検討することとする。

県職員に係る新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年2月25日

総務部

新型コロナウイルスの感染防止のため、県職員において次の取組を実施

1 感染予防対策の徹底

- 手洗い・うがいの徹底や、咳エチケットを呼びかけ
- 窓口業務等を行う職員のマスク着用
- 体調がすぐれない場合、無理せず休む（所属長は、職員の健康状況を適切に管理）

2 テレワークや時差勤務の実施

- テレワーク（在宅勤務）の活用（利用可能端末 15 台 → 95 台）
- 時差勤務を活用し、出勤時刻の変更（7:15～10:00 の7パターン）により、混雑時の移動を回避

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急声明

国、都道府県等の地方自治体においては、国内・地域における感染拡大抑制のため、各種の措置を講じているところであるが、国内感染者の死亡、医療従事者の感染、感染経路が不明な感染者が相次いで確認されるなど、感染拡大の様相を呈してきており、住民の不安がますます増大している。

この国難とも言える状況を乗り切るためには、国と地方が十分に連携して効果的な施策を講じることが必要である。

国におかれては本日公表した基本方針に基づき徹底した対策を地方との協力の上実行するよう求める。

我々は、国の施策に協力し、相談・検査体制の強化などのイニシアチブを発揮しつつ、感染拡大の抑制に全力を挙げる決意だ。

記

1 感染拡大の抑制のための国・地方の協力

感染拡大の局面に入ったと思われることから、知事会として、国と連携しながら新型コロナウイルス対策に全力を挙げて取り組む所存である。

また、国におかれては感染者や経路にかかる情報をすべて都道府県に提供の上、情報公開の統一基準を提示していただきたい。都道府県・知事会も国の施策に最大限協力しつつ、地方として独自に取り得る抑制策を積極的に実施する。

2 全国知事会の緊急対策本部の設置

現在、全国知事会に緊急対策会議を設置しているところであるが、これを緊急対策本部に格上げする。国との協力体制を構築するとともに、各地域の状況を把握・分析し必要な施策を行うなど、都道府県間の物資・人員等の相互支援を実施し、新型コロナウイルス感染症拡大防止の実効性ある対策を全面的に展開していく。

3 患者クラスター(集団)の封じ込め

感染の流行を早期に封じ込めるためには、単一の都道府県での対応にとらわれることなく、広域的な観点から拡大抑制にあたるべきである。特に感染者の増加が見られる自治体・地域においては、クラスター(集団)拡大防止対策を展開する。政府は、地域と緊密に連携し機動的に地方自治体を支援するよう求める。

4 検査体制・医療体制の強化

国においては、簡易検査キットの早期開発、供給体制の確立、リアルタイムPCR検査機器の配備、検査試薬の提供など、地域における検査体制強化を支援していただきたい。

感染症指定医療機関などにおける重症者の受け入れ体制を強化するために、医療機器の整備、医療物資（マスク、消毒薬、感染防護具等）の確保など、医療従事者が安心して従事できるよう、支援を速やかに行っていただきたい。

また、国内での新型コロナウイルス感染症の症例等を取りまとめ、診断及び治療に有用な情報を医療現場にリアルタイムで提供するとともにできるだけ早く治療薬を開発・配備するよう求める。

5 地域住民による感染防止対策に資する物品類の市場供給

都道府県等の地方においては、地域住民による自主的な感染防止策として、マスク、手指消毒薬等の活用を呼びかけているところであるが、市場供給が十分とは言いがたい状況にあり、住民の手に届いていない。国においては、生産体制強化の働きかけ等を行いいち早く供給の正常化を図られたい。

6 地域経済への影響を踏まえた対策の実施

キャンセルが相次ぐ観光関連産業、中国との関連がある企業への影響、大規模イベントの自粛ムードの拡大などによる地域経済への影響を最小限に留めるため、中小企業や小規模事業者への支援策や雇用対策の実施、周知、弾力的な運用を図られたい。

また、テレワークや時差出勤などの柔軟な働き方や従業員が休みやすい環境整備の取組に対する支援について国において必要な対応を行うよう求める。

令和2年2月25日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策会議

会長

飯泉 嘉門

総務常任委員会委員長

西脇 隆俊

社会保障常任委員会委員長

平井 伸治

危機管理・防災特別委員会委員長

黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

令和2年2月25日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. 現在の状況と基本方針の趣旨

新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策を講じてきているが、ここに来て国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状態になった。しかし、現時点では、まだ大規模な感染拡大が認められている地域があるわけではない。

感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべきである。また、こうした感染拡大防止策により、患者の増加のスピードを可能な限り抑制することは、今後の国内での流行を抑える上で、重要な意味を持つ。

あわせて、この時期は、今後、国内で患者数が大幅に増えた時に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整える準備期間にも当たる。

このような新型コロナウイルスをめぐる現在の状況を的確に把握し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、

そして国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、現在講じている対策と、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を現時点で整理し、基本方針として総合的にお示ししていくものである。

まさに今が、今後の国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期である。国民の皆様に対しては、
2. で示す新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえ、感染の不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することや感染しやすい環境に行くことを避けていただくようお願いする。また、手洗い、咳エチケット等を徹底し、風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくよう、お願いする。

2. 新型コロナウイルス感染症について現時点で把握している事実

- ・一般的な状況における感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きていないと考えられる。
閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがある。
- ・感染力は事例によって様々である。一部に、特定の人から多くの人に感染が拡大したと疑われる事例がある

一方で、多くの事例では感染者は周囲の人にほとんど感染させていない。

- ・発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多い。また、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されている。
- ・罹患しても軽症であったり、治癒する例も多い。重症度としては、致死率が極めて高い感染症ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがある。特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高い。
- ・インフルエンザのように有効性が確認された抗ウイルス薬がなく、対症療法が中心である。また、現在のところ、迅速診断用の簡易検査キットがない。
- ・一方、治療方法については、他のウイルスに対する治療薬等が効果的である可能性がある。

3. 現時点での対策の目的

- ・感染拡大防止策で、まずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。
- ・重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・社会・経済へのインパクトを最小限にとどめる。

4. 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

(1) 国民・企業・地域等に対する情報提供

- ① 国民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、冷静な対応を促す。
 - ・発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供
 - ・手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底
 - ・発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出の自粛等の呼びかけ
 - ・感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになること等の呼びかけ 等
- ② 患者・感染者との接触機会を減らす観点から、企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等を強力に呼びかける。
- ③ イベント等の開催について、現時点で全国一律の自粛要請を行うものではないが、専門家会議からの見解も踏まえ、地域や企業に対して、イベント等を主催する際には、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討するよう要請する。

- ④ 感染が拡大している国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑤ 国民、外国政府及び外国人旅行者への適切迅速な情報提供を行い、国内での感染拡大防止と風評対策につなげる。

(2) 国内での感染状況の把握(サーベイランス(発生動向調査))

ア) 現行

- ① 感染症法に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める PCR 検査を実施する。
患者が確認された場合には、感染症法に基づき、積極的疫学調査により濃厚接触者を把握する。
- ② 地方衛生研究所をはじめとする関係機関（民間の検査機関を含む。）における検査機能の向上を図る。
- ③ 学校関係者の患者等の情報について都道府県の保健衛生部局と教育委員会等部局との間で適切に共有を行う。

イ) 今後

- 地域で患者数が継続的に増えている状況では、入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のための PCR 検査に移行しつつ、国内での流行状況等を把握するためのサーベイランスの仕組みを整備する。

(3) 感染拡大防止策

ア) 現行

- ① 医師の届出等で、患者を把握した場合、感染症法に基づき、保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行う。

地方自治体が、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査等により、個々の患者発生をもとにクラスター（集団）が発生していることを把握するとともに、患者クラスター（集団）が発生しているおそれがある場合には、確認された患者クラスター（集団）に関係する施設の休業やイベントの自粛等の必要な対応を要請する。

- ② 高齢者施設等における施設内感染対策を徹底する。
- ③ 公共交通機関、道の駅、その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が継続的に増えている状況では、
 - ・ 積極的疫学調査や、濃厚接触者に対する健康観察は縮小し、広く外出自粛の協力を求める対応にシフトする。
 - ・ 一方で、地域の状況に応じて、患者クラスター（集団）への対応を継続、強化する。
- ② 学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関して都道府県等から設置者等に要請する。

(4) 医療提供体制（相談センター／外来／入院）

ア) 現行

- ① 新型コロナウイルスへの感染を疑う方からの相談を受ける帰国者・接触者相談センターを整備し、24時間対応を行う。
- ② 感染への不安から帰国者・接触者相談センターへの相談なしに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることになる。このため、まずは、帰国者・接触者相談センターに連絡いただき、新型コロナウイルスへの感染を疑う場合は、感染状況の正確な把握、感染拡大防止の観点から、同センターから帰国者・接触者外来へ誘導する。
- ③ 帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合、疑似症患者として感染症法に基づく届出を行うとともにPCR検査を実施する。必要に応じて、感染症法に基づく入院措置を行う。
- ④ 今後の患者数の増加等を見据え、医療機関における病床や人工呼吸器等の確保を進める。
- ⑤ 医療関係者等に対して、適切な治療法の情報提供を行うとともに、治療法・治療薬やワクチン、迅速診断用の簡易検査キットの開発等に取り組む。

イ) 今後

- ① 地域で患者数が大幅に増えた状況では、外来での対応については、一般の医療機関で、診療時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、新型コロナ

ウイルスへの感染を疑う患者を受け入れる（なお、地域で協議し、新型コロナウイルスを疑う患者の診察を行わない医療機関（例：透析医療機関、産科医療機関等）を事前に検討する。）。あわせて、重症者を多数受け入れる見込みの感染症指定医療機関から順に帰国者・接触者外来を段階的に縮小する。

風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で、受診する。高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化しやすいことを念頭において、より早期・適切な受診につなげる。

風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、電話による診療等により処方箋を発行するなど、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する。

- ② 患者の更なる増加や新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた、病床や人工呼吸器等の確保や地域の医療機関の役割分担（例えば、集中治療を要する重症者を優先的に受け入れる医療機関等）など、適切な入院医療の提供体制を整備する。
- ③ 院内感染対策の更なる徹底を図る。医療機関における感染制御に必要な物品を確保する。
- ④ 高齢者施設等において、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合には、感染拡大

防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については円滑に入院医療につなげる。

(5) 水際対策

国内への感染者の急激な流入を防止する観点から、現行の入国制限、渡航中止勧告等は引き続き実施する。

一方で、検疫での対応については、今後、国内の医療資源の確保の観点から、国内の感染拡大防止策や医療提供体制等に応じて運用をシフトしていく。

(6) その他

- ① マスクや消毒液等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。
- ② マスク等の国民が必要とする物資が確保されるよう、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者に冷静な対応を呼びかける。
- ③ 国際的な連携を密にし、WHO や諸外国の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的に WHO 等の関係機関と共有し、今後の対策に活かしていく。
- ④ 中国から一時帰国した児童生徒等へ学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ⑤ 患者や対策に関わった方々等の人権に配慮した取組を行う。

- ⑥ 空港、港湾、医療機関等におけるトラブルを防止するため、必要に応じ警戒警備を実施する。
- ⑦ 混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5. 今後の進め方について

今後、本方針に基づき、順次、厚生労働省をはじめとする各府省が連携の上、今後の状況の進展を見据えて、所管の事項について、関係者等に所要の通知を発出するなど各対策の詳細を示していく。

地域ごとの各対策の切替えのタイミングについては、まずは厚生労働省がその考え方を示した上で、地方自治体が厚生労働省と相談しつつ判断するものとし、地域の実情に応じた最適な対策を講ずる。なお、対策の推進に当たっては、地方自治体等の関係者の意見をよく伺いながら進めることとする。

事態の進行や新たな科学的知見に基づき、方針の修正が必要な場合は、新型コロナウイルス感染症対策本部において、専門家会議の議論を踏まえつつ、都度、方針を更新し、具体化していく。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の具体化に向けた見解」

2020年2月24日

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

1. 緒言

この専門家会議は、新型コロナウイルス感染症の対策について、医学的な見地から助言等を行うため、適宜、政府に助言をしてきました。

我々は、現在、感染の完全な防御が極めて難しいウイルスと闘っています。このウイルスの特徴上、一人一人の感染を完全に防止することは不可能です。

ただし、感染の拡大のスピードを抑制することは可能だと考えられます。そのためには、これから1-2週間で急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際となります。仮に感染の拡大が急速に進むと、患者数の爆発的な増加、医療従事者への感染リスクの増大、医療提供体制の破綻が起これば、社会・経済活動の混乱なども深刻化する恐れがあります。

これからとるべき対策の最大の目標は、感染の拡大のスピードを抑制し、可能な限り重症者の発生と死亡数を減らすことです。

現在までに明らかになってきた情報をもとに、我々がどのように現状を分析し、どのような考えを持っているのかについて、市民に直接お伝えすることが専門家としての責務だと考え、この見解をとりまとめることとしました。なお、この内容はあくまでも現時点の見解であり、随時、変更される可能性があります。

2. 日本国内の感染状況の評価

2019年12月初旬には、中国の武漢で第1例目の感染者が公式に報告されていますが、武漢の封鎖は2020年1月23日でした。したがって、その間、武漢と日本の間では多数の人々の往来があり、そのなかにはこのウイルスに感染していた人がいたと考えられます。

既に、国内の複数の地域から、いつ、どこで、誰から感染したかわからない感染例が報告されてきており、国内の感染が急速に拡大しかねない状況にあります。したがって、中国の一部地域への渡航歴に関わらず、一層の警戒が必要な状況になってきました。

このウイルスの特徴として、現在、感染を拡大させるリスクが高いのは、対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離）が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされる環境だと考えられます。我々が最も懸念していることは、こうした環境での感染を通じ、一人の人から多数の人に感染するような事態が、様々な場所で、続けて起きることです。

3. これまでに判明してきた事実

(1) 感染者の状況

新型コロナウイルスに感染した人は、ほとんどが無症状ないし軽症であり、既に回復している人もいます。

国内の症例を分析すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多いです。

しかしながら、一部の症例は、人工呼吸器など集中治療を要する、重篤な肺炎症状を呈しており、季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されています。現時点までの調査では、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いと考えられます。

(2) 感染経路などについて

これまでに判明している感染経路は、咳やくしゃみなどの飛沫感染と接触感染が主体です。空気感染は起きていないと考えています。ただし、例外的に、至近距離で、相対することにより、咳やくしゃみなどがなくても、感染する可能性が否定できません。

無症状や軽症の人であっても、他の人に感染を広げる例があるなど、感染力と重症度は必ずしも相関していません。このことが、この感染症への対応を極めて難しくしています。

(3) PCR 検査について

PCR 検査は、現状では、新型コロナウイルスを検出できる唯一の検査法であり、必要とされる場合に適切に実施する必要があります。

国内で感染が進行している現在、感染症を予防する政策の観点からは、全ての人に PCR 検査をすることは、このウイルスの対策として有効ではありません。また、既に産官学が懸命に努力していますが、設備や人員の制約のため、全ての人に PCR 検査をすることはできません。急激な感染拡大に備え、限られた PCR 検査の資源を、重症化のおそれがある方の検査のために集中させる必要があると考えます。

なお、迅速診断キットの開発も、現在、鋭意、進められています。

(4) 医療機関の状況

首都圏を中心とした医療機関の多くの感染症病床は、ダイヤモンド・プリンセス号の状況を受けて、既に利用されている状況にあります。感染を心配した多くの人々が医療機関に殺到すると、医療提供体制がさらに混乱する恐れがあります。また、医療機関が感染を急速に拡大させる場所になりかねません。

4. みなさまにお願いしたいこと

この1～2週間の動向が、国内で急速に感染が拡大するかどうかの瀬戸際であると考えています。そのため、我々市民がそれぞれできることを実践していかなければなりません。

特に、風邪や発熱などの軽い症状が出た場合には、外出をせず、自宅で療養してください。ただし、以下のような場合には、決して我慢することなく、直ちに都道府県に設置されている「帰国者・接触者相談センター」にご相談下さい。

- 風邪の症状や 37.5° C 以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

また、症状のない人も、それぞれが一日の行動パターンを見直し、対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離）が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされるような環境に行くことをできる限り、回避して下さい。症状がなくても感染している可能性があります。心配だからといって、すぐに医療機関を受診しないで下さい。医療従事者や患者に感染を拡大させないよう、また医療機関に過重な負担とならないよう、ご留意ください。

教育機関、企業など事業者の皆様も、感染の急速な拡大を防ぐために大切な役割を担っています。それぞれの活動の特徴を踏まえ、集会や行事の開催方法の変更、移動方法の分散、リモートワーク、オンライン会議などのできる限りの工夫を講じるなど、協力してください。

以上